

# 寄稿

## 騒音公害行政の対処方法－市区町村騒音担当職員へのメッセージー（後編）

元神奈川県横浜市環境創造局職員 渡邊 博

前回69号（平成24年5月）において、騒音苦情の具体的な対策事例をいくつかご紹介しました。今回はその続き、「エ 低周波騒音苦情の対応事例」からご紹介いたします。

### 2 騒音苦情の具体的対策事例

#### (4) その他の対応事例

※ (1)～(4)ウまでは前号に掲載

#### エ 低周波騒音苦情の対応事例

最近、低周波騒音ではないかと訴える方が増えています。特に新聞等のメディアで報道された後に相談が増えます。

低音や低い音が気になるとか、苦情で現地調査をした結果、基準値以下ですと説明すると低周波があるのではないかと言い出す方がいます。

横浜市でも毎年数件程度の苦情を受け付けますが、これまでに低周波騒音が確認され問題となった事例は1件もありません。

騒音担当のところでは数年前に低周波音レベル計（リオンNA-18A）を2台購入して、この様な苦情に対応していますが、苦情者が主張する様な低周波騒音に出会ったことがありません。大抵は可聴域の騒音で騒音レベルも低い場合と自分には低周波が聞こえると主張するケースですが、現地調査で低周波音レベル計の騒音測定結果が環境省の示している「物的苦情に関する参照値」と「心身に係る苦情に関する参照値」（環境省発行の低周波音問題対応の手引き：平成16年6月発行を参照）と比べて問題はないと説明して納得してもらっています。時にはどの様に説明しても納得しない方がおりますが、その場合でもそれ以上の調査や説明は行わず、苦情処理を終えています。

この低周波音レベル計も1台が70～80万円と高額な機械ですし、使用頻度も市町村では少ないことから、都道府県で購入して必要に応じて市町村に貸し出す体制が整備されれば良いと思っています。

#### オ 家庭用給湯器の低周波騒音苦情の対応事例

一般家庭用の室外に設置されている給湯器から低周波音が発生していると訴えられた事例ですが、調査の結果、問題なしと判断された事例です。

苦情者は老人夫婦で、二人とも隣地に新築された住宅に新たに設置された給湯器が稼働すると気分が悪くなると訴えていて、給湯器から低周波音が発生しているのではないかと主張していました。

市役所としては、一般家庭間の問題であり関与しないとのスタンスで対応しましたが、苦情者は是非にも低周波音の測定をして欲しいとの要望であったため、隣家の了解を得て給湯器を測定時に稼働してもらえる様に、苦情者が話を付けてくれるなら職員が現地調査を行い低周波音測定を行うことにしました。

苦情者が隣家と話し合い、同意が得られたので現地調査を行いました。給湯器の直近と苦情者宅居室内（窓を閉めた状態）で、給湯器の稼働時に同時に測定を行いました。

測定結果は「物的苦情に関する参照値」と「心身に係る苦情に関する参照値」共に参照値以下であったため、苦情者に測定結果を説明し問題なしとして解決としました。

普通騒音計で敷地境界で騒音測定も行いましたが、稼働時も停止時も音量に変化はなく、耳で聞いていても騒音が発生しているかどうかわからないレベルでした。

今回のケースは自分の体調の変化を、隣地に新築された隣家の目につく給湯器に原因を求め、耳には聞こえないが低周波音が問題と思いこんだ事例だと考えています。

## カ 裁判所の和解調停による工場移転の事例

この事例は私にとって何ともほろ苦さの残った裁判所がらみの苦情事例です。

平成10年2月にプラスチック射出成形工場の隣地に最近、自宅兼診療所を開業した歯科医院の経営者から工場の深夜操業による騒音がうるさいと苦情が寄せられました。

この工場は住居地域にあり従業員4名で24時間操業の零細企業の合成樹脂射出成形工場でしたが、騒音規制法の無届け、県条例の無許可工場でした。夜間の現場騒音測定の結果、基準を大幅に上回る騒音が確認されたため、社長に対して工場の防音工事の実施か工場移転を検討するよう指導を行いました。2ヶ月後に苦情者は指導経緯に納得せず、夜間の工場の操業禁止を求めてきました。

市としては改善対策の指導中であり操業中止までは指導できないと苦情者に回答した結果、4月末に至って苦情者は弁護士を立てて横浜地方裁判所に工場騒音の停止を求める仮処分命令申立書を提出して工場を訴えました。

5月に入ってから裁判所の審尋行われた結果、5月14日には当事者間で和解が成立して（審尋調書（和解））、問題が決着した結果、9月末までに工場が市外に移転して苦情処理が終了しました。

私の思いとしては、行政の指導により社長も移転に前向きに取り組み、移転先の物件を当たっていた最中に苦情者より操業停止の仮処分申請が出され、わずか16日間で和解調停が行われたことに驚き、資金力のある苦情者は裁判所に訴えて苦情の解決を図る道もあることを改めて認識させられたことと、自分の改善指導方針で良かったのかどうか考えさせられたことでした。

私の長い経験の中で裁判所の力を得て問題が決着したただ一つの事例です。

## キ 拡声機騒音に対する対応

商店街での固定スピーカーによる商業宣伝放送や灯油の移動販売車・廃品回収車などの自動車による宣伝放送、さらには、最近では都市部で増えてきたLED画面の宣伝放送など、拡声機騒音に係わる苦情が増えています。

これらの拡声機騒音に対する規制は、多くの都道府県公害条例によって行われていますが、最近では、移動販売車による拡声機騒音の苦情対応に苦慮していると自治体職員から聞くことが多くなりました。

商店街などの固定スピーカーによる宣伝放送の場合などは、商店会などに掛け合っ音量を調節する、問題となった場所のスピーカーの使用を中止するなど、対応は比較的容易ですが、移動販売車等による拡声機騒音の場合は事業者名が分からなかったり、運転者が単なる従業員であり責任有る対応が取れなかったりと、対応に苦慮するケースが多くあります。

移動販売車や廃品回収業者の事例の場合は、業者名が分かれば会社に対して電話等で苦情があった地区では音量を下げて巡回するよう行政指導を行う程度で対応していますが、業者名が分からない場合、自動車のナンバープレートから所有者を調べるには、国土交通省の各運輸支局・自動車検査登録事務所に紹介すれば分かることですが、現実には市町村の問い合わせに対して、個人情報保護の観点から回答を得られない状況となっています。

このような自動車による拡声器騒音の規制は、各自治体の適正な公害関係条例の執行に必要なものであることから、都道府県単位で所管する運輸支局に状況を申し入れ、各市町村からの紹介に対して回答するルールを確立することが必要と考えています。

各都道府県での対応が無理ならば、環境省に申し入れて国土交通省に話を通して、国からの通知を出してもらい、回答を得られるルールを作る必要があると考えています。

なお、横浜市の条例では拡声機騒音に対する規制は、①午後9時から午前8時までの使用禁止、②苦情者宅前（受音点）でその用途地域ごとの規制基準値（工場等の基準値と同レベル）の遵守、が定められています。

## ク 生活騒音苦情への対応

一般家庭から発生する音が近隣から騒音問題として市役所に訴えられることが多数あります。ピアノの音、ステレオの音、洗濯機の音、上階の足音、空調機の室外機音、飼い犬の鳴き声、庭池のエアレーションの音、果てはベランダの風鈴の音までが騒音苦情の対象となっています。

騒音規制法では、これらの生活騒音は規制の対象となっておりません、横浜市の環境保全条例でも同様に規制の対象とはしていません。

それでは、このような苦情が寄せられた場合にどのような対応をしているかと言うと、苦情者に対しては生活騒音は法的な規制ができないので近隣関係の問題として直接、発生源と話し合っ問題解決に当たっ欲しいと伝えています。

なかなか納得していただけない時は、騒音計をお貸ししますのでご自分でどれだけの騒音レベルなのかを確認してみてくださいと説明して、騒音計を貸し出しています。（横浜市では無料の貸し出し制度があり、現在は9台が活躍中です。）

また、近年はマンション等の集合住宅が増えたために、上下階での騒音苦情が増えています。上の階に住んでいる人の子供の足音が響いてきてうるさいなどの苦情が典型的な例ですが、このような場合の音は下階の室内では音は確かに聞こえますが、気になる程度の騒音レベルであり騒音公害と捉えるようなレベルではありません。

そのため、苦情者には発生源と話し合うときは床に絨毯をひく、椅子等の足にゴムマットを付けてもらうなどの要望を伝えたいかがでしょうか？また、市役所で生活騒音に関するリーフレット（住まいの音に気配りを～「マナー編」・「楽器・音響機器編」・「住宅機器・設備編」・「ペット編」の4種類）を配布しているので、それを送りますからリーフレットを相手に渡して話し合ってみてくださいと説明しています。

ちなみに、横浜市では平成3年に冊子「静かなくらし大切に～生活騒音防止のルールづくりの手引き～」（B5版63P）を作成して、町内会・自治会に騒音防止協定や決め事等の事例を紹介しながらルール作りを呼びかけましたが、結果はあまり普及しませんでした。

また、犬の鳴き声がうるさいと言った苦情者には保健所の担当窓口を紹介して、飼育方法の問題として対応をお願いしてくださいと説明しています。

なお、例外的な対応として苦情者と発生源が話し合っただけで両者が立ち会う場合には、職員が出かけて行って騒音測定を行い改善対策の助言を行うこととしています。

## ケ 騒音規制基準が適用されない事業所等への対応

騒音規制法や都道府県の公害条例によっても騒音の規制基準が適用できない工場・事業所の騒音苦情が寄せられた場合にどの様に対応したら良いのか？という質問が寄せられることがあります。

横浜市の条例では全ての工場・事業所が騒音の規制基準が適用されているため、このような事例に対応したことは有りませんが、私なりの意見を述べてみます。

法令等により規制基準が適用されない工場・事業所の騒音が苦情として寄せられ、現地調査の騒音測定により、規制基準値を超過していた場合は（この場合の規制基準値は類型の地域の規制基準値を準用すれば良いと考えます。）、工場・事業所の経営者に測定結果の騒音レベルを説明し、防音対策の検討とその実施を要請することが肝要と思います。

この時には、経営者に対して規制基準は適用されていないので、強制ではなくあくまで行政としての要請であるが、騒音レベルが大きいので改善対策を検討して欲しいことを正直に説明しておくことが必要です。

公害関係法令では規制できない騒音でも、被害者が裁判所に損害賠償請求や差し止め請求等の訴訟を起こした場合は、発生している騒音レベルが規制基準値と比較してどの程度であるかが裁判官の判断に非常に重要なポイントとなっており、受忍限度論（被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えている場合）により過去の多くの判例が規制基準値を

超えていた場合に被害者への損害賠償を認めているという事実があります。

従って、騒音の被害者は行政による救済が出来ない場合でも、裁判や公害等調整委員会の公害紛争処理制度を利用して、騒音公害の防止を求める方法があります。

このため、発生源の経営者に対して先に述べた要請を行うことと合わせて、裁判所の判例などを紹介して防音対策の実施を求めることも重要です。（この様な話をする事は、事実上の半強制的な行政指導と言ってよいでしょう！）

一方、苦情者（被害者）に対しては、行政としては公害関係法令で工場・事業所に対して強制的な指導は出来ないことを明確に説明し、防音対策を要請することに止まることになることにも了解を求め、合わせて、裁判や公害紛争処理制度についても説明して、苦情者の選択に任せることも重要です。

騒音担当職員は裁判所の騒音公害に関する判例についても広く知識を持っておくことが求められます。本屋さんで騒音問題の判例集の本を探して一読されることをお奨めします。

## コ 規制基準値以下の事業所等に対する苦情対応

苦情を受けて改善指導の結果、騒音の規制基準値以下になったにもかかわらず、苦情者が納得せずに苦情を言い続ける。騒音測定の結果で規制基準値以下であることを説明しても苦情者が納得しない場合はどうしたら良いのか？という質問も寄せられます。

この様な場合、苦情者に対して行政としてはこれ以上、発生源側の事業所等に強制的な改善指導は困難であることを明確に伝えた上で、苦情者の要望としてさらなる減音対策が取れないか検討を要請してみますが、発生源側が対策を取るかどうかは行政として責任は取れないことも合わせて説明しておく必要があります。

それでも苦情者が納得しない場合は、行政としてはこれ以上の対応は出来ないことを伝え、苦情処理としては終了してかまわないと考えます。

また、この場合も苦情者に裁判や公害紛争処理制度について説明し、ご自分で納得されるまで好きな機関に相談してみてくださいと言って、行政としての苦情処理は終了しています。

## 3 騒音防止対策指導の進め方

「騒音苦情対応で重要なこと」（前編（ちょうせい第69号）の「1 はじめに」を参照してください）で説明したとおり、苦情処理の対応の中で工場等の騒音が規制基準を超えている場合は、事業者に対して防音対策を具体的に指導・助言することが大切であると述べました。

それでは、具体的な指導はどの様なものなのかを次に説明します。

騒音の発生源は実に様々であり、苦情事例の一つ一つに対応が異なってくることは必然ですが、騒音対策の基本は元で下げるか、途中の壁や塀で下げるかが基本となります。

① 騒音源の機器等の修理を行う。

機器の故障により騒音が大きくなっている場合もあり、修理により減音される。

② 機械等の使用時間の改善を図る。

早朝、夜間などの使用時間帯によって問題が起きる場合も多くあり、使用時間を変更することによって改善を図る。

③ 作業方法の改善を図る。

従前の作業方法を見直し、高騒音を発生する作業の低騒音化を図る。（例：落下音の防止のためにゴムシートを床に張る。）

④ 機械の変更・更新を行う。

現在の機械からより低騒音型の機械に変更・更新する。（例：レシプロ型空気圧縮機からロータリー型空気圧縮機に変更、従来型空調機から低騒音型の空調機に変更する。）

⑤ 騒音源の機械・作業等の移設・移動を行う。

作業場内部のレイアウトの変更を行い、騒音源を敷地境界線から出来るだけ離す。

⑥ 騒音源の機械等の防音工事を行う。

騒音源の機械を防音ボックスなどで囲う。工場内部に新たに部屋を設置して音源を収容する。サイレンサーを取り付ける。

⑦ 工場・事業所の建物の壁に防音工事を行う。

従来の建家の壁の内側や外側に新たに防音壁（防音材と吸音材）を設置して減音を図る。

⑧ 防音塀を設置する。

工場・事業所の敷地境界に新たに防音塀を設置する。又は倉庫などを建築して減音を図る。

⑨ 騒音源の機械・作業等を中止する。

上記の対策を取ることもよっても減音を図ることが困難な場合は機械・作業そのものを中止する。又は工場等での作業は止めて外注に出す。

⑩ 操業の停止・工場等の移転を行う。

いかなる対策を講じても現地での規制基準値の遵守が出来ない場合は、工場等の操業そのものを停止するか、工場等を適地に移転させる。

これらの対策を単独で取る場合と複数を組み合わせて対策を取ることもありますが、具体的な改善対策の方法を事業者に指導・助言することが大切であり、担当者の力量が試されることとなります。この場合でも担当者が防音効果の計算を行ったり、使用する防音材等を具体的に指導したり、構造等を指導する必要は有りません。改善方法を提示して事業者が自ら判断して具体的改善策を実行させることが肝要です。

従って、お金をかけて具体的な改善対策を取るようになりますが、発生源の多くは零細・小企業の経営者ですので、騒音防止の知識は持っていないことがほとんどですから、どこに工事を頼めば良いのか？どこで相談に乗ってもらえるのか？等の質問を受けます。

このため、横浜市では事業者の求めがあれば「騒音防止対策事業者一覧」表を渡し、横浜市が推薦している工事業者ではないが、会社自身の判断で適宜これらの工事業者に問い合わせを行って、検討してみてくださいと説明しています。

なお、これらの防音工事業者は日本騒音制御工学会の賛助会員企業から抜粋したものを掲載しています。

#### 4 騒音測定結果の評価方法(L5)の求め方

騒音測定を行い、その騒音レベルを決定するために、騒音規制法では次の4つの評価方法が定められています。

- ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

この4つの評価方法の内、騒音行政の現場では①、②、③の3つの方法が一般的に使用されていますが、ここでは③の90パーセントレンジの上端の数値=L5を求める方法について説明します。

現在のデジタル表示の普通騒音計（例えばリオンNL21・NL22など）では、ボタン操作一つでLAeqやLA05を簡単に求めることが出来ますが、このような場合、測定された騒音の問題となっている騒音だけならば正しいL5の数値が示されますが、交通騒音などの暗騒音が多く測定されるような場合は正確な数値が示されないことになります。

このため、正確なL5を求めるために、測定現場の記録計で記録させた紙チャートを用いて、手作業でL5を求めるための作業をどの様にして行っていくかの手順について説明をします。

提示された騒音は、屋外の資材置き場で重機（パワーショベル）が稼働して作業を行っている状況で、ベースの騒音は重機のエンジン音です。

##### 【作業の手順】

- ① 示された紙チャート（紙送り速度は1秒に1mm）から5秒間隔の騒音レベル50個を拾い出し、測定値欄に順次記入する。  
求める数値は記録紙の5mm間隔で引かれている縦線と騒音グラフの交点の数値を読み取り、50個を拾い出します。
- ② 拾い出した50個の同一レベルの騒音が幾つあるかそれぞれ数え（例えば65dBが5個、66dBが4個等）、該当するレベル欄にその個数を記入する。その合計が50個になるこ

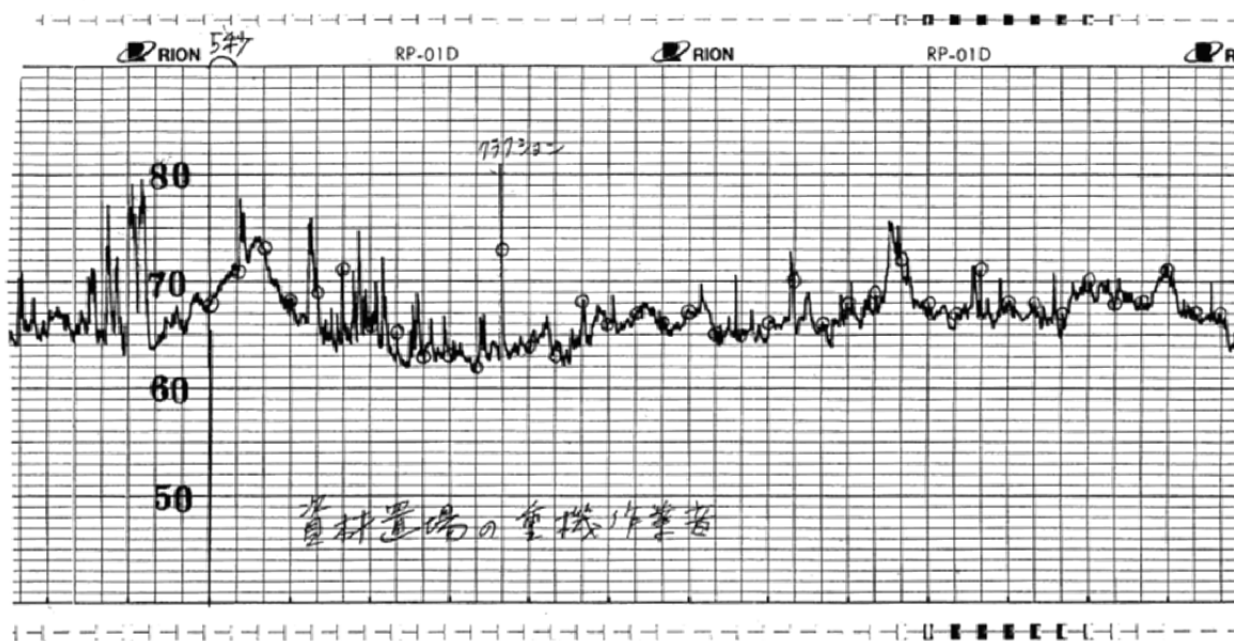
とを確認する。（この際、数えた数値に○印を付けておくと数え間違いを防ぐために便利です。）

- ③ 同一レベルごとに記入された数値を順次足して、その合計数値をレベル表の下欄に記入していく。最後は50になる。
- ④ ③で求められた累積度数値を右のグラフにそれぞれプロットしていく。  
プロットする場所は、横軸グラフの線と線の間（例えば61デシベルと62デシベルの間に縦軸の累積度数の横軸と交差する点にプロットする。
- ⑤ プロットされた点を本来は雲形定規を使用して累積度曲線を描きますが、各自フリーハンドで累積度曲線を描く。
- ⑥ 5%・50%・95%のラインと累積度曲線の交点の数値を読みとり、記入する。  
グラフでは（……）の横軸と累積度曲線の交点の数値です。
- ⑦ 最後に、左表の最下欄の騒音レベルの場所に、左から順に中央値、（90%レンジの下端値、上端値）の数値を記入して完成です。

以上の作業によって求められた数値が、90%レンジの下端値・中央値・上端値となり、この上端値の数値=L5が規制基準値の対象となります。

この様に、定常音ではなく問題となる騒音が大幅に変動する様な作業騒音などについて90%レンジの上端値を求めて、騒音の規制値と比較して改善対策が必要か否かを判断します。

## 【資料】

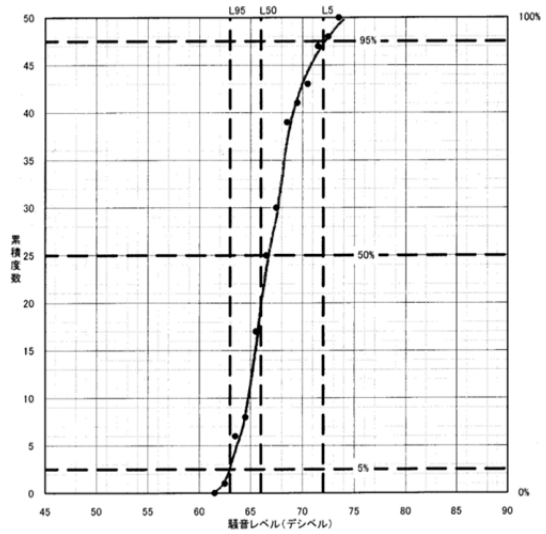


サンプルとしての資料置き場の騒音測定チャート



資材置場 騒音レベルの測定

測定の対象、場所、条件など											##### (水)
敷地境界											PM
											気象 晴れ
											測定器 騒音計
											測定者 渡辺
											聴感補正 A
測定値 [デシベル]	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	68	71	73	68	69	71	66	65	63	63	
	62	73	64	63	68	66	67	66	67	65	
	65	66	70	66	68	69	72	68	67	71	
	68	68	67	70	68	68	71	67	66	65	
64	63	63	65	65	65	66	65	65	66		
末尾の 数字	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
60台			1	5	2	9	8	5	9	2	
			1	6	8	17	25	30	39	41	
70台	2	4	1	2							
	43	47	48	50							
80台											
90台											
騒音レベル、中央値(90%レンジ)											66 (63, 72) デシベル(A)



L5	72	デシベル
L50	66	デシベル
L95	63	デシベル
Laeq	67.8	デシベル ←有効データ数：50

測定結果の記録用紙・累積度曲線

5 公害紛争処理制度の活用

これまで市町村の騒音行政や騒音苦情処理の進め方等について説明してきました。最後に国の公害紛争処理制度について簡単に説明して、私の話を終えたいと思います。

騒音公害苦情の一般的な処理方法としては、

- ① 市町村の公害苦情窓口申し出て、担当職員が苦情解決に当たる。
- ② 裁判所に仮処分申請等を訴え出て、判決を得て自分で苦情解決する。
- ③ 自分で国の公害等調整委員会や都道府県の公害審査会に調停や裁定の申請をして、苦情解決する。

この3つの方法になるかと思えます。

①の方法は私たち騒音行政担当職員が日常的に行っている苦情処理業務ですが、担当者にとってはなかなか大変な思いをしながら対応しています。この為か騒音苦情処理業務は職員の中では不人気職場の一つに挙げられる状況です。

②の方法は費用がかかって大変です。自分で発生源を訴えるのですから、発生している騒音レベルがどれだけかを騒音測定業者に自分のお金を出して測定依頼しなければなりませんし、被害がどれ程なのかも自分で証明しなければならず、また、弁護士の費用もか

かりますから大変です。お金のない方は裁判所を利用することは難しいと思っています。

③の方法は昭和45年に制定された「公害紛争処理法」による苦情解決方法です。この公害紛争処理制度を所管しているのが「公害等調整委員会」で総務省の外局の行政委員会として位置づけられています。

騒音の被害を受けている方が、自分で各都道府県の「公害審査会」や国の「公害等調整委員会」に調停なり、裁定を求めて申請をすることになりますが、裁判所に訴える民事調停に比べて約4分の1程度の費用で済むと言われており、お金があまりかからないで利用できる制度です。

公害等調整委員会と公害審査会の調停申請では、大学教授や医師、法律家等各分野の有識者が委員として選任されて、被害者・加害者の双方を集めて調停を行い、合意が得られれば紛争解決となります。

また、公害等調整委員会の裁定申請では、専門家の裁定委員会が当事者双方の意見や証拠調べ（必要に応じて国費による現場調査も行われます。）を行い、加害行為と被害との間の因果関係の存否又は損害賠償責任の有無及び賠償額について法的判断を行います。

調停でも裁定でも一旦決まれば法的な力が働きます。

この様な公害紛争処理制度は、騒音規制法や自治体の条例では取り締まりが困難な苦情事例や、行政指導は行ったものの、なかなか苦情者の理解が得られず、処理が困難となった苦情事例などについては苦情者に説明し、国の公害等調整委員会又は都道府県の公害審査会（事務局は都道府県の環境・公害所管課にある）を利用して第三者の委員会の公平な見方で苦情解決を図る方法もあることを紹介することも有効だと考えています。

事実、横浜市では最近、行政では解決困難な苦情事例については神奈川県公害審査会を積極的に苦情者に紹介して、その活用を図る苦情事例が出始めています。市町村の騒音担当職員のみなさんも自分で抱えるには困難な苦情事例があれば、積極的にこの紛争処理制度を紹介して活用されることをお奨めします。

なお、この公害紛争処理制度の詳細については公害等調整委員会事務局発行のパンフレットを参照してください。

私のつたないレポートをお読みいただきありがとうございました。

市町村の騒音行政の現場で働いているみなさんの仕事に何か一つでも参考になるものがありましたでしょうか？

みなさんは環境・公害行政を担うプロとしての自信と誇りを持ってこれからの騒音行政の充実のために今後も活躍されることを祈念しています。